規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき三百七十円と一食につき百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百六十円との合計額）
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第二号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき百円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百円との合計額）
規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額
規則第四十条第五号に該当する者であって、同号に該当するもの	
規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき零円と一食につき二百十円との合計額
規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき零円と一食につき百六十円との合計額
規則第四十条第五号に該当する者であって、同条第二号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百円との合計額
規則第四十条第六号に該当する者	一日につき零円と一食につき百円との合計額

規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき零円と一食につき百六十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者であって、同条第二号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当しないもの	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

○**厚生労働省告示第二百四十号**

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年七月一日から適用する。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療
一～三十四　（略）	一～三十四　（略）
三十五　削除	三十五　Verigeneシステムを用いた敗血症の早期診断 イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 敗血症（一次感染が疑われるものであって、それによる入院から七十二時間以内の患者に係るものであり、かつ血液培養検査が陽性であるものに限る。）